平成２３年（フ）第５０３号
熊本県上益城郡山都町須原160番地６
債務者　山本美保子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５８０号
熊本市水前寺６丁目10番14号　シティハウス205号
債務者　泉　由香理
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３５３０号
東京都墨田区菊川２丁目２―10―402
債務者　中村　彩子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５８５号
東京都江戸川区船堀１丁目１－２―840
債務者　渡邉　雅美（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６２２号
東京都江東区辰巳１丁目８―31―404
債務者　前田　恭子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６７３号
東京都豊島区池袋本町２―22―２―301越川方、住民票上の住所新潟県三条市三竹３丁目３―13　コーポエブリーA102
債務者　永井やよい
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６７４号
東京都町田市森野２丁目４－９－Ｉ―111
債務者　齋藤　佳秀
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６７８号
東京都足立区梅田６丁目17―１―201
債務者　板橋　和則
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６７９号
東京都墨田区向島３丁目46―14―803
債務者　山崎　浩二
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６８２号
東京都品川区平塚２丁目12―18―301
債務者　中村　亜紀（旧姓柳井）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６９６号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目30―40―204
債務者　丹羽　　礼
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７０１号
東京都板橋区赤塚２丁目９―11―303
債務者　堀川バージニアこと　ホリカワ　バージニア　ガンドル
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７０９号
東京都江戸川区松江５丁目６－２―801
債務者　福島　美貴（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７１３号
東京都調布市飛田給２丁目41―16―103
債務者　工藤　美香（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７１４号
東京都豊島区西巣鴨２丁目２―12清水方
債務者　寺尾紗耶香
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７１６号
神奈川県川崎市幸区南加瀬２丁目７－６　第１越路コーポ103
債務者　齋藤麻由美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部